

古民家に係るこれまでの経過

年度	項目	内容	費用(円)
S61	長久手町史の編さん事業 (資料編三の第5章「建築物」の項目)	当該古民家は、「明治24年の濃尾地震後に瀬戸の品野村にあった家を移築したものといい、移築前の建立年代は、その形式からみて、18世紀中期まで遡るとされ、本町では最も古い民家である。」また、「構造は、鳥居建てといわれるもので、建物の身舎(もや)の前後を柱で支える古い形式」であることを明記した。	—
H25	長久手市の鳥居建て古民家調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>古民家の建立年代を明らかにするため、所有者への聞き取り調査、資料調査を実施した。</li> <li>調査結果では、『古民家が、江戸時代後期から末期にかけて建てられた「鳥居建て」形式の建物であり、いくつかの改修を受けているが、復元すると「広間三間取り(ひろまさんげんまどり)」の平面形式をとり、鳥居建て構造を示す太い2本の鳥居柱(とりいはしら)と大梁(おおはり)を残し、さらに鳥居柱筋(とりいはしらすじ)には上屋(うわや)を支える上屋柱(うわやばしら)を数本残している点が古式で、建築学及び民俗学的にも貴重な遺産であり、歴史的な文化遺産として、大切に保存していく必要がある。』との結論に至った。</li> </ul>	210,000
H26	古戦場公園再整備基本構想策定	市民ワークショップの中で、「古民家を移築し、昔の衣食住に関する生活体験など、お年寄りが子どもたちに伝統文化を伝えたり、楽しみながら交流できる場をつくる。」との意見があった。この意見を踏まえ、公園西側ゾーンに木造を基本とし、歴史を感じさせる素材や工法を用いた建築物を整備する計画とした。	—
H28	古民家移設調査実施	古民家の保存修理及び移築に向けて、実測調査及び現況平面図の作成を実施した。	1,593,000
	古戦場公園再整備基本計画策定	「長久手周辺の伝統的建築様式である鳥居造り民家を移築し、必要な改修を行い、長久手の歴史民俗展示及び体験学習施設として西側ゾーンで利用する。」ことを明記した。	—

年度	項目	内容	費用（円）
H29	古民家の現地保存	古民家を古戦場公園へ移築するには、高額な費用がかかることを理由に移築を断念し、岩作石田地内の現地で保存する方針に変更した。	—
H30	古民家所有権移転に関する登記（H31年2月4日）	古民家の所有者が長久手市となる。	274,406
	文化庁調査官派遣（調査官の旅費）	文化庁担当者に事前実査をしていただき、国登録有形文化財の登録の見込みがあることを伺う。	13,290
	第6次総合計画策定	「市内に現存する古民家を保存し、地域のくらしを後世に伝え、市民が交流する場として活用する。」ことを明記した。	—
R1	文化財古民家補修等工事实施	歴史的な文化遺産としての価値を保存するため、損傷が激しい古民家の屋根、雨樋及び和室の床を劣化が進まないよう緊急的に補修工事を実施した。	9,194,040
	総務くらし建設委員会から市への要望書提出（R1.9.11）	「古民家は現在地での保存活用を進めるのではなく、デジタルアーカイブによる記録保存とし、その記録の公開、古戦場公園で使用できる一部の部材を再利用すること。」という要望をいただいた。	—
	国登録有形文化財の申請断念	・古民家を国登録有形文化財として復元するための工事は、市の財政負担が相当額必要となるため、国登録有形文化財の申請をしないこととした。 ・国登録有形文化財の登録をしないことで、古民家の建築学及び民俗学的な文化遺産としての価値を損なわないようにより整備することとした。	—
	古民家取扱い方針の決定	記録を残した上で、古民家の再利用可能な一部部材のみを活用し、古戦場公園に移築することとした。	—
	文化財古民家詳細調査実施	古民家の破損状況及び痕跡を調査し、破損状況図及び痕跡調査図作成を実施した。	2,585,000

年度	項目	内容	費用（円）
R2	文化財保護審議会の専門家の意見（R2.8.24）	「現在の古民家を参考にして古民家風に整備するなら、古民家の部材をできる限り活用すべきである。古民家の鳥居建て構造及びその接続部の部材だけを使って、残りは新材で整備するという事は乱暴である。」との厳しい御意見をいただく。	—
	移築方法の再検討（R2.9.16）	古民家の再利用可能な部材をできる限り活用した（再生可能な一部部材を使うのではなく）移築方法を再検討することを加藤和男議員の一般質問で答弁した。	—
R3	市民の力を生かした整備手法（R4.3.1）	予算決算委員会総務くらし建設分科会で、古民家の移築について、市民の力を生かした整備手法により、コスト縮減を図るとともに、再生利用可能な部材をできる限り活用し、古戦場公園に移築することを説明した。	—
	令和4年度予算の附帯決議（R4.3.24）	令和4年度予算の主屋・收藏庫・納屋の設計委託料が議決されたが、「古民家を早急に撤去、保管、整地することや、移築場所については、古戦場公園一帯に限定せず、ジブリの世界観とその風景を考えるとすれば、東山地区も視野に入れて検討すること。」との意見が付された。また、「市民及び議会に対して、古民家の移築場所も含めた活用の在り方を説明すること。」との意見が付された。	—
R4	議会全員打合せ会で附帯決議に関する市の方針の説明（R4.7.4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古民家を古戦場公園に移築し、この地方に伝わる特徴的な鳥居建て形式の建築物を後世に継承していくことや、農業が暮らしの中心であった昔の生活を学んだり、体験したりする場として活用する方針とした。</li> <li>・令和4年度に古民家解体工事及び移築工事の設計を行い、令和5年度に建物を撤去し、整地した後、できる限り早く所有者に土地を引き渡すこととする。</li> <li>・西側ゾーンに分散して整備する予定であった納屋、收藏庫及び体験施設の展示機能を1つに集約し、歴史民俗資料館として整備し、古民家はその附帯施設とする。</li> </ul>	—
合計			13,869,736